

武豊町屋内温水プール利用料金表

利用区分	利用者の区分	単位	利用料金	摘要
温水プール	大人	1回	500円	
	高校生・大学生・専門学生	1回	350円	
	小・中学生・ 高齢者(65歳以上)	1回	350円	
	障がい者(18歳以上)	1回	250円	障がい者1人につき介助者1人を無料とする。
	障がい児(18歳未満)	1回	0円	障がい児1人につき介助者1人を無料とする。
	乳幼児	1回	0円	
温浴施設	大人(高校生以上)	1回	400円	
	小・中学生・ 高齢者(65歳以上)	1回	300円	
	障がい者 (18歳以上)	1回	200円	障がい者1人につき介助者1人を無料とする。
	障がい児 (18歳未満)	1回	0円	障がい児1人につき介助者1人を無料とする。
	乳幼児	1回	0円	
トレーニング室	大人	1回	500円	
	高校生・大学生・専門学生	1回	350円	
	高齢者(65歳以上)	1回	350円	
	障がい者 (18歳以上)	1回	250円	障がい者1人につき介助者1人を無料とする。
	障がい児 (18歳未満の高校生)	1回	0円	障がい児1人につき介助者1人を無料とする。
セット (温水プール・ トレーニング室)	大人	1回	700円	
	高校生・大学生・専門学生	1回	500円	
	高齢者 (65歳以上)	1回	500円	
	障がい者 (18歳以上)	1回	350円	障がい者1人につき介助者1人を無料とする。
	障がい児 (18歳未満の高校生)	1回	0円	障がい児1人につき介助者1人を無料とする。
スタジオ	共通	1時間	2,000円	
会議室	共通	1時間	1,000円	
多目的室	共通	1時間	1,000円	

備考

- この表において「高校生」とは、これに相当する年齢の者も含む。
- この表において「障がい者」及び「障がい児」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。